

特定機能病院における医療安全専従者への特例について

領域（学会）の専門医が医療安全管理者（責任）の専従の任に当たる場合、「最長5年（0～5年）まで更新の猶予を申請し、その猶予期間に資格更新に必要な単位を確保することができます。途中任を離れ、専門医への復帰を望む場合、猶予期間内に所定の更新要件を満たせばあらかじめ申請することにより次年度に新たに更新することができます。更新した上で再度猶予期間として所定の期間を申請する場合も同じ条件とします（例、A年の猶予を選択した場合、 $(5 + A)$ 年に1回の更新を行います。これを繰り返すことも可能です。Aは0～5年として選択できます。

1：更新の猶予期間中も専門医の資格を維持できます。猶予期間中の講習単位の取得は領域の規定に沿います。

2：猶予期間中も診療実績としての項目C（試験を用いる）による単位の追加が可能です。

3：猶予の期間は医療施設の状況に応じて当該者が選択します。

上記特例措置を採用するかについては領域（学会）の考えを尊重します。